

取調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書

昨年5月21日から裁判員制度が導入され、刑事裁判に国民感覚が反映されるようになることが期待されている。実際の刑事裁判では、自白の任意性と信用性が争点となることが多く、その場合、被告人を取調べた多数の捜査関係者を証人尋問して、捜査関係者の証言が真実かどうかを見極めなければならないため、職業裁判官でも判断が難しい仕事であると言われている。そこで、裁判員が取調べの状況を検証し、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になしうるようにするべく、取調べの可視化（全過程の録画）を実現しなければならない。

また、本年9月10日に無罪判決が言い渡された厚生労働省元局長事件では、大阪地検特捜部による違法・不当な取調べが明らかとなり、さらには主任検察官が客観的証拠であるフロッピーディスクに改ざんを加えていたことが明らかとなった。本件のような違法・不当な捜査を抑止し、冤罪被害者を生み出さないためには、取調べの可視化（全過程の録画）が不可欠である。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取調べの一部録画が行われ、また、警察庁でも、取調べの一部録画が試行されている。しかし、取調べの一部を録画するだけでは、捜査側に都合の良い部分だけが録画されかねず、取調べの実態の評価を誤らせる危険がある。よって、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければならない。

以上より、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年（平成22年）12月17日

高砂市議会